

各
〔 都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長 〕 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種に係る事務運用の詳細については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。

今般、同要領の一部について、下記により、別添 1 から 3 までのとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正の概要

1. 法第 5 条第 1 項に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）に関する記録について、保存期間の見直しに伴う所要の改正を行う。
2. 法第 6 条の 2 に基づき、電子対象者確認が可能となることに伴う所要の改正を行う。
3. 法第 7 条の 2 に基づく予防接種済証について、マイナポータル上での提供が可能となることに伴う所要の改正を行う。
4. 法第 8 条に基づく予防接種の勧奨について、マイナポータル上での勧奨が可能となることに伴う所要の改正を行う。
5. 法第 23 条第 2 項に基づき、市町村長又は都道府県知事が、定期接種等の実施状況に関する情報等を厚生労働大臣に提供しなければならないことに伴い、所要の改正を行う。
6. デジタル予診票（住民がマイナポータルから入力する予診票をいう。）の導入に伴い、デジタル予診票の質問事項を示すとともに、現行の様式第二から第十二まで（様

式第四及び第七を除く。) について所要の改正を行う。

7. その他、所要の改正を行う。

第2 適用期日

令和8年6月1日